

専門職サービス卒業加算について

算定要件に関連して、ご質問をいただいた事項について補足します。

【算定要件等】

利用者の生活機能の改善や、自立した日常生活を営むことへの意欲や自信、セルフマネジメント力(自己管理力)の向上等により、専門職によるサービス(※1)の利用が不要な状態(以下、「卒業状態」という。)となり、サービスを終了することとなった場合であって、下記①～③の全ての要件に該当するときは、最終のサービス提供月に当該利用者について本加算を算定できることとする。

- ① 卒業状態となったためサービスを終了することについて、利用者本人、サービス提供事業者及び地域支援包括支援センター(又は指定介護予防支援事業者)の三者が合意している旨を記録に残すこと

※記録方法について(補足)

サービス担当者会議を経ることまでは求めませんが、サービス利用を終了する前に、三者の合意形成があったことを、地域支援包括支援センター(又は指定介護予防支援事業者)は支援経過記録に残すとともに、サービス提供事業者はサービス利用計画書に記録するようにしてください。

また、この合意形成は③の「最終のサービス提供月の翌月から少なくとも3か月間、専門職によるサービス(※1)を利用しないと見込まれること」を前提とします。

そのため、転居や入院加療等に伴うサービス利用の終了の場合は、算定することはできません。

- ② 当該利用者について、当該サービス提供事業者において過去に一度も本加算を算定したことがないこと

- ③ 最終のサービス提供月の翌月から少なくとも3か月間、専門職によるサービス(※1)を利用しないと見込まれること(※2)

※1

専門職によるサービスとは、介護給付、予防給付及び総合事業の事業者指定によるサービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修及び居宅療養管理指導(いずれも介護予防を含む。)を除いたもの

※2

最終のサービス提供月の翌月から3か月間における専門職によるサービスの利用状況は、市が給付実績データにより確認する。その結果、専門職によるサービスの利用が確認された場合、当該利用者に係る本加算について過誤調整により返還を求める場合がある(骨折、病気の悪化その他特段の事情がある場合を除く。)